

## 6. 産業連関表 用語解説

用語	説明
投入	表のタテ方向への流れで、表頭の産業部門が生産を行うために必要な原材料や労働をどのように使用したかの内訳(費用構成)を示す。大きく中間投入と粗付加価値に区分される。
産出	表のヨコ方向への流れで、表側の産業部門が生産物をどの部門に供給したかの内訳(販路構成または需要内訳)を示す。大きく中間需要と最終需要に区分される。
内生部門 中間投入・中間需要	各産業で生産された財やサービスの産業間の取引関係を表す部門で、タテ(列)方向に見れば原材料等として各産業が購入する財やサービスを示す中間投入であり、ヨコ(行)方向に見れば各産業に原材料などとして販売する中間需要となっている。
粗付加価値	表をタテ(列)方向に見た場合の、中間投入を除いた部分で、生産要素に対する支払を表わす。
家計外消費支出	いわゆる「企業消費」に該当するもので、宿泊・日当、交際費、福利厚生費等からなる。
雇用者所得	県内の民間及び政府等において雇用されている者に対して、労働の報酬として支払われる現金・現物のいっさいの所得である。ここでいう所得は雇主の支払ベースであり、法人企業の役員俸給や議員歳費及び退職金、社会保険料負担金などを含む。
営業余剰	各産業部門の営業利潤、支払利子、使用動産や不動産の純賃貸料等からなる。 $\text{営業余剰} = \text{粗付加価値} - [\text{家計外消費支出} + \text{雇用者所得} + \text{資本減耗引当} + \text{純間接税(間接税} - \text{補助金)}]$
資本減耗引当	固定資本の価値は生産過程において消耗されていくが、この価値の減耗分を補填するために引当てられた費用で、減価償却費と不慮の損失に対する資本偶発損をいう。
間接税	財、サービスの生産、販売、購入、又は使用に関して課せられる租税及び税外負担で、税法上損金算入が認められていて、所得とはならず、その負担が最終購入者へ転嫁されることが予定されているものである。但し、「関税」と「輸入品商品税」は含まれていない。
経常補助金	産業振興あるいは製品の市場価格を抑えるなどの政府の政策目的で、政府から産業に対して一方的に給付される経常的交付金である。公的企業の営業損失補てんのための政府からの繰入れも含まれる。
最終需要	最終的な段階の生産物を最終生産物というが、この最終財の需要、すなわち家計による消費財の需要、企業による資本財の需要が最終需要である。

用 語	説 明
民間消費支出	<p>民間消費支出は家計消費支出と対家計民間非営利団体消費支出とからなる。</p> <p>家計消費とは家計の財やサービスに対する消費支出額から、同種の販売額(中古品と屑)を控除し、県外から受け取った現物贈与の純額を加算し、さらに県民の県外における消費を加算したものである。</p> <p>対家計民間非営利団体消費支出とは宗教団体、労働団体等の対家計民間非営利サービス生産者の生産額(=生産活動に要する経常コスト)から他部門に対するサービスの販売額を差引いたもの、つまり、対家計民間非営利団体の自己消費額に等しい。</p>
一般政府消費支出	<p>中央政府(国の出先機関)と地方政府(地方公共団体)からなる政府サービス生産者の生産額(=生産活動に要する経常コスト)から他部門に対するサービスの販売額(例:国公立病院の医療収入、国公立学校の授業料)を差引いたものに医療及び介護の保険給付、教科書用図書(現物給付等)を加えたもの、つまり、政府の自己消費額に等しい。</p>
県内総固定資本形成(公的・民間)	<p>一般政府、公的企業及び民間企業、家計が行った土地造成、建設物、機械、装置など有形固定資産の県内における購入及び固定資産の振替えである(家計は土地造成・改良、建物、構築物の取得のみ)。土地は購入費全額でなく、仲介手数料、造成費、改良費のみが計上される。</p> <p>なお、固定資産は耐用年数1年以上、購入者価格の単価10万円以上のものを基本としている。</p>
在庫純増	<p>生産者製品在庫純増、半製品・仕掛品在庫純増、流通在庫純増、原材料在庫純増からなっており、それぞれの在庫の物量的増減を年間平均の市中価格で評価し、その増減額を計上したものである。</p>
移 輸 出	<p>県内事業所及び個人が県(国)外に対して行った財貨、サービスの移輸出である。</p> <p>なお、県(国)外居住者が本県内で消費した分も含む。また財の単なる通貨取引は計上しない。</p>
移 輸 入	<p>県内事業所及び個人が県(国)外に対して行った財貨、サービスの移輸入である。</p> <p>なお、県内居住者が県(国)外で消費した分も含む。また財の単なる通貨取引は計上しない。</p>